　　令和２年８月27日

認知症対応型共同生活介護サービス事業所　各位

指宿市健康福祉部国保介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービスの外部評価の実施と

実施回数の取扱いについて（通知）

日頃より介護保険行政につきましては，御協力をいただき感謝申し上げます。

さて，地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）につきましては，鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき，外部評価を実施し，又，実施回数に対する緩和措置（２年に１回）を講じているところですが，これにつきましては，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，臨時的な取扱いとして下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

１ 外部評価の実施について

外部評価の実施については，介護保険最新情報vol.773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第３報)」のとおり，新型コロナウイルス感染症への対応として，文書による実施，延期，中止等，事業所や地域の実態を勘案し，柔軟に取り扱って差し支えないとされていることから，外部評価は当分の間，実施を求めないものとする。

２ 実施要領第４条に基づく実施回数の緩和措置について

（１）緩和要件「過去に外部評価を５年間連続して実施していること（要領第４条⑵）」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，外部評価を実施しなかった年度は，実施回数に含めない。ただし，連続実施は中断しない取扱いとする。

事例１：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 未実施 | 実施 | 免除 |
| ← 継続実施と見なす → | | | | | |  |

事例２：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 実施 | 免除 | 実施 | 免除 | 未実施 | 実施 | 免除 |
| ← 継続実施と見なす → | | | | | |  |

（２）緩和要件「運営推進会議を過去１年間に６回以上開催していること（要領４条⑵イ）」について

指宿市における運営推進会議の開催は，書面による開催とし，電話等で意見をとりまとめる取扱いとする。やむを得ない事由があると市が判断する場合は，要件を満たしているものとして取り扱う。

３ 適用期間

令和２年４月１日から遡及して当分の間

　　　　　　＜問い合わせ先＞

宿市役所国保介護課介護保険係　内薗

〒891-0497　指宿市十町2424番地

ＴＥＬ：0993－22－2111（内線253）

ＦＡＸ：0993－24－4342

メール：kokukai@city.ibusuki.jp